

平成29年第3回大仙市議会定例会会議録第3号

平成29年9月6日（水曜日）

議事日程第3号

平成29年9月6日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 一般質問
- 第 2 報告第 7号 専決処分報告について（平成29年度大仙市一般会計補正予算（第3号））（質疑・委員会付託）
- 第 3 報告第 8号 専決処分報告について（平成29年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入額の変更について）（質疑・委員会付託）
- 第 4 報告第 9号 専決処分報告について（平成29年度大仙市一般会計補正予算（第4号））（質疑・委員会付託）
- 第 5 報告第 10号 専決処分報告について（平成29年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号））（質疑・委員会付託）
- 第 6 報告第 11号 専決処分報告について（平成29年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号））（質疑・委員会付託）
- 第 7 報告第 12号 専決処分報告について（平成29年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第1号））（質疑・委員会付託）
- 第 8 議案第114号 大仙市農村地域工業等導入実施計画審議会設置条例等の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 9 議案第115号 大仙市児童館及び児童センターに関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第10 議案第116号 大仙市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第117号 字の区域の変更について（質疑・委員会付託）
- 第12 議案第118号 平成29年度大仙市一般会計補正予算（第5号）（質疑・委員会付託）

- 第13 議案第119号 平成29年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）  
（質疑・委員会付託）
- 第14 議案第120号 平成29年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第2号）  
（質疑・委員会付託）
- 第15 議案第121号 平成28年度市立大曲病院事業会計決算の認定について  
（質疑・委員会付託）
- 第16 議案第122号 平成28年度大仙市上水道事業会計決算の認定について  
（質疑・委員会付託）
- 第17 議案第123号 平成29年度大仙市一般会計補正予算（第6号）  
（説明・質疑・委員会付託）
- 第18 議案第124号 平成29年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
（説明・質疑・委員会付託）
- 第19 議案第125号 平成29年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第3号）  
（説明・質疑・委員会付託）
- 第20 請願第12号 請願書（「刈和野の大綱引き」関連施設建設について）  
（委員会付託）
- 第21 請願第13号 西仙北地域一ト鶴地区の緊急避難路に関する請願  
（委員会付託）
- 第22 請願第14号 川原集落集団移転に関する請願  
（委員会付託）
- 第23 陳情第61号 日本政府が核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、禁止条約の実現に努力することを求める意見書についての陳情  
（委員会付託）
- 第24 陳情第62号 大曲西中学校の西根・仁応治地区の通学路道路整備に関する陳情書  
（委員会付託）
- 第25 陳情第63号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について  
（委員会付託）

---

出席議員（27人）

1番 佐藤芳雄      2番 秩父博樹      3番 三浦常男  
4番 佐藤隆盛      5番 後藤健      7番 藤田和久

8番 佐藤文子	9番 小山緑郎	10番 茂木隆
11番 高橋徳久	12番 橋村誠	13番 古谷武美
14番 石塚 柏	15番 高橋幸晴	16番 富岡喜芳
17番 大野忠夫	18番 小松栄治	19番 渡邊秀俊
20番 佐藤清吉	21番 児玉裕一	22番 高橋敏英
23番 金谷道男	24番 大山利吉	25番 本間輝男
26番 鎌田 正	27番 橋本五郎	28番 千葉 健

---

欠席議員（1人）

6番 佐藤育男

---

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

---

説明のため出席した者

市 長	老松博行	副 市 長	久米正雄
副 市 長	佐藤芳彦	教 育 長	吉川正一
代表監査委員	福原堅悦	総 務 部 長	今野功成
企 画 部 長	五十嵐秀美	市 民 部 長	佐川浩資
健康福祉部長	逸見博幸	農 林 部 長	福田 浩
経済産業部長	小野地 洋	建 設 部 長	古屋利彦
上下水道部長	高階 仁	病 院 事 務 長	富樫公誠
教育指導部長	伊藤雅己	生涯学習部長	安達成年
総 務 課 長	福原勝人		

---

議会事務局職員出席者

局 長	伊藤義之	参 事	堀江孝明
主 幹	齋藤孝文	主 幹	富樫康隆
主 席 主 査	佐藤和人		

---

午前10時00分 開 議

○議長（千葉 健） おはようございます。これより本日の会議を行います。

欠席の届け出は、6番佐藤育男君であります。

---

○議長（千葉 健） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

---

○議長（千葉 健） 日程第1、本会議第2日に引き続き一般質問を行います。

2番秩父博樹君。

（「はい、議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、2番、どうぞ。

【2番 秩父博樹議員 登壇】

○議長（千葉 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○2番（秩父博樹） おはようございます。大地・公明の会の秩父博樹です。昨日より、災害対応に関連した質問が多く取り上げられておりますが、私の一つ目の質問も災害に対する備えの強化について取り上げさせていただきます。昨日の質問と同じ内容のものはないようでしたので、通告のとおり質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

去る7月22日からの強い梅雨前線降雨によって、本市には甚大な被害がもたらされました。記録的な豪雨に見舞われた本市上空では、強い上昇気流を伴う積乱雲が次々に発生し、猛烈な雨を降らせる要因となりました。

近年、温暖化が大きな原因と見られるこのような積乱雲の発生は、国内各地においても発生頻度が増加傾向にあり、また、いつ起きてもおかしくない状況であることから、今後も気象庁の予測に注視し、災害に対する備えの強化にしっかりと力を入れていく必要があります。

7月及び8月の豪雨においては、被災された皆様に改めてお見舞い申し上げますとともに、連日対応にあたられた市職員の皆様、消防団の皆様、各地域の自主防災組織の皆様、また、ボランティアで復旧作業にあたられた多くの皆様に感謝申し上げます。

復旧には時間を要する箇所も多数ありますが、本市の総力を挙げて、一步一步着実に進めていただきたいと思います。その上で災害に対する備えの強化の観点から、気づいた点について取り上げさせていただきます。

大仙市地域防災計画においては、災害対策本部等職員参集場所について、交通障害等やむを得ない場合を除き現所属の勤務所に参集することになっておりますが、本庁所属で地域に精通する職員は、居住する地域の支所に参集するなど、応援体制の拡充を含む災害時の対応について再検討すべきと考えます。

市内七つの各支所では、防災担当の男性職員が少ないこと、また、支所全体で地域外出身の職員もいることから、災害被害調査がもっとスムーズにできる工夫が必要です。災害発生時の初動体制が被害軽減に最も重要であります。管轄する地域の面積や集落数、また、地勢などを勘案し、各支所の特性に応じた職員の対応に配慮する必要があります。災害が発生した場合には参集対象外となっている本庁所属の職員は、可能な限り居住する地域の支所に参集するなど、支所に対する職員の応援体制を拡充すべきと考えます。大仙市災害対策本部の現在の編成体制からも大きな負担がかかっているのが現地災害対策本部となる各支所であり、特に市民サービス課の負担は極めて大きくなっております。

そこで1点目ですが、災害時には、最初から地域に精通した職員を各支所に配置した災害時特別体制、これを組織し、各種の問題に円滑に対応できる体制を整えておき、災害時におけるタイムラインに沿っての役割分担、誰がいつ何をやるのか、これを定期的に訓練しておく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

2点目に、7月の豪雨災害のように道路が寸断された場合でも、できるだけ早く各地の避難所に水や食料をはじめとする備蓄品を届けられるよう、災害時備蓄品は各支所それぞれに分散備蓄し、なおかつ備蓄量を増量すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、今般の災害では、床上浸水等で避難生活を余儀なくされた方々も多数おられましたが、避難生活を乗り切るには、男性よりも女性の細やかな視点を活かした防災対策が必要と、そのように考えることから、女性の視点を活かした防災ブックを作成し、市民に配布することを提案します。

内容としては、例えば、非常持ち出し袋は1個ではなく家族の人数分が必要であり、その置き場所を確保するには、1年以上使っていないものを片付けたり分散備蓄する選択肢もあります。これは家族で話し合うべきテーマです。また、食料は1週間分を備蓄し、それを少しずつ使って新たに補充する、いわゆるローリングストックですけれど、この方法も考えられます。食料品やコンビニ頼みにも無理があります。災害時は、7月の豪雨のように道路が寸断され、商品補給がすぐ途絶える可能性があるからです。

こうした女性視点の取り組みは、各地でも広がる傾向にあり、避難場所での授乳に関し、便利ですが日本では今製造されていない液体ミルクを求める声も上がっております。

また、注目されているアイデアに「パックスッキング」という調理方法があります。カセットコンロと鍋、ポリエチレン袋だけで温かい料理ができる方法で、2、3品同時に調理可能で、洗い物も出ません。不自由な避難生活の中でも温かい食事があれば、新たな活力が生まれるとの思いから考案されたものだそうです。

そこで3点目に、普段から防災に対する意識を高めるため、こうした知恵を満載した防災ブックを作成し、市民に配布すべきと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、アンダーパスの安全対策の強化について伺います。

この件については、昨年12月の本会議でも取り上げさせていただきましたが、今般の豪雨で市内のアンダーパスにおいて実際に水没してしまった車がありましたことから、再度取り上げさせていただきます。

昨年提案させていただいたアンダーパスを通行されるドライバーへの意識啓発を促す対策として、増水時の水位ラインを壁面に標示する方法は、普段からの目視でもわかりやすく、また、有効であることから、県の方へも情報提供させていただいたところ、大仙市内では協和のJR奥羽線アンダーパス、秋田岩見船岡線に設置されました。

そこで4点目に、大仙市内では35カ所にアンダーパスがありますが、優先して冠水しやすい箇所への水深標示の設置をし、市民の安全を期すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上の4点について、市当局のご見解をお伺いいたします。

○議長（千葉 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 秩父博樹議員の質問にお答え申し上げます。

質問の災害に対する備えの強化についてであります。はじめに、市職員の災害時特別体制につきましては、現在、市では大仙市地域防災計画の中で災害対策本部の設置基準と市職員の参集基準、本部編成、業務概略を定め、いつでも確認できるように持ち歩けるサイズのポケットマニュアルを作成し、各自が円滑に対応できるよう全職員に配布しております。

水害時におきましては、大曲庁舎に勤務する職員は、雄物川及び丸子川流域の樋門やアンダーパスなど合わせて25カ所に100名の職員を指定しており、河川の増水状況

により、内水排除や交通整理等の業務にあたることとしております。

災害時の支所体制につきましては、7月22日の大雨災害では、被害の少なかった地域の職員や大曲庁舎に勤務する職員を、被害の大きかった地域へ被害調査や災害ごみの処理のため派遣しております。

今後は、地域の出身者や支所に勤務経験がある職員など、地域に精通した職員を事前にリストアップし、応援要請や災害の状況に応じて速やかに対応できる体制を整えてまいりたいと考えております。

また、タイムラインに沿った役割分担や定期的な訓練については、今後、7月22日の大雨災害を検証していく中で検討してまいりたいと考えております。

次に、備蓄品につきましては、昨年度より食料や水、毛布などの備蓄品を各支所や大曲地域の公民館など21カ所に分散備蓄しております。今後、各地区の備蓄量を増やすとともに、避難所となる施設にも備蓄するなど、災害時に速やかに避難者に食料や水、毛布などを提供できる体制を整えてまいります。

次に、防災ブックの作成及び市民への配布につきましては、11月に全市民に配布を予定しております新しいハザードマップの中で防災への知識や情報受信手段などを掲載する計画であります。女性の視点を活かした防災ブックの作成配布につきましては、様々なご意見を伺いながら今後検討してまいりたいと思っております。

次に、アンダーパスへの水深標示につきましては、昨年12月の本会議で議員よりご提案があり、当市では緊急対応により、冠水を未然に防ぐ対策を優先することで事故を防止することとしておりました。

しかしながら、7月の豪雨の際に冠水したアンダーパスに自動車が進入した事実を重く受けとめ、様々な安全対策を検討しているところであります。

議員からご提案ありましたアンダーパスへの水深標示は、ドライバーへの啓発や冠水時の危険回避に有効な方法であり、また、市民への注意喚起にもつながると思われまので、交通量が多く、頻繁に冠水が発生しているアンダーパスより、壁面及び路面への水深標示の設置を順次進めてまいりたいと考えております。

また、今回のような突発的な冠水発生時の初動対応策につきましても、今後検討し、このような事故を二度と繰り返さないよう努めてまいります。

【老松市長 降壇】

○議長（千葉 健） 2番さん、再質問ありますか。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(千葉 健) はい、どうぞ。

○2番(秩父博樹) 今の質問のまず一番最初のところですけど、今、市長の方から応援要請や災害の状況に応じて速やかに対応できる体制を整えるというふうにありましたけど、そうだと今回の体制だと思うんです。私から言わせていただいたのは、それを起こる前に体制を整えておくという部分で申し上げさせてもらいました。

この1点目の質問のタイムラインについてなんですけど、これは災害前から災害後にかけて防災の関係者がとるべき行動を時系列にまとめた、そういう防災計画で、首長や役所の職員らがとるべき防災行動や役割などを議論しながら、いつ誰が何をするかと細かく規定していくものなので、それで災害時の役割が事前に明確になるという利点があります。

例えば、今回は水害でしたけれど、台風来秋のケースであれば上陸前から準備に当たれるほか、関係機関同士もこの顔の見える、そういう関係になりますので、意思疎通が、よりスムーズになっていくと、そういう利点がありまして、それから、何よりも一人一人の役割が明確になると、そういう利点がありますので、防災担当職員の混乱が解消される、そういう利点があります。先を見越した早めの対応で被害の軽減につながることを期待できます。

参考ですけど、調べたところ紀伊半島豪雨で大きな被害が出た三重県の紀宝町ですとか、それから浅間山で火山が噴火した群馬県の嬬恋村、こういうところでは既に本格的なタイムラインができています。こういう情報もいただきました。

今回の7月の災害時には、経験のない大きな災害だったことでもあります。支所の方では被害の把握に大変難儀して、なかなかはかどらず、応援要請するにも何の業務に何人必要かがわからないという、そういう状況が実際ありました。支所で一番ほしいのは、災害が発生したときに速やかに被災調査や、それから避難所立ち上げのための人手だと思います。今、市長の方から応援要請に応じてというお話でしたけど、今、年々その災害の激しさが今増している状況、少なくともなっていない、どんどん激しさも頻度も増している状況の中で、今後、支障が出てくるというふうにそういうふうに考える、心配するものなんですけれども、その辺についての市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っています。

あと、もう一つですけども、備蓄品のこともさっき伺わせていただきました。ご答

弁では、21カ所に分散備蓄しているということですが、先月23・24日の大雨の際、中仙、また、太田の方でも避難所を設けて実際に避難者がおりましたが、毛布も食料も足りていないという、そういう状況でした。朝、土砂崩れ等が発生しないことを確認して帰宅できたことから、食料については今回は支障はなかったんですけど、毛布については、うちの方の中仙公民館の豊岡分館では、一時、100人ぐらいが避難しておりました。本庁へ連絡した後に支所の職員が神岡の方へ毛布を取りに行ったんですけど、防災計画では本庁の災害対策本部の救援班が現地へ届けるというふうに計画ではそういうふうになっています。そのときはお互い話し合いの中で支所の方から取りに行ったことだと思うんですけど、ただ、そうであれば計画の見直しも今後必要になってくるのではないかなというふうに思いますので、その辺もお願いしたいと思います。

それから、非常食や水についてですけど、確かに支所の方に10年保存の2リットル入りの水と、それから20年保存のアメリカ製のビスケット、これ、どっかの業者から好意で送られてきたものようです。市の予算で用意したものではないようですが、これをもって支所に備蓄しているというふうに認識しているものなのか、ちょっとその辺も伺いたいと思います。

今お話したように、毛布の備蓄がなくて水とビスケットだけでは、やっぱり現地は大変だという状況です。お腹を満たすアルファ米だとか長期保存のパンなども、また各支所に備蓄して、また、毛布の備蓄枚数も充実させていただきたいと考えるものですが、この辺の市長の考えお聞かせいただければと思います。

以上です。

○議長（千葉 健） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 再質問にお答え申し上げます。

まず、災害時特別体制の関係でありますけれども、ポケットマニュアルというのは今ここに私も持っていますけれども、いろいろ指揮命令関係、それから連絡取り合うと言いますか連絡調整の関係で、やはり組織で対応するのが何と申しますか効率的、いざというときに役立つというのが今まで長年の水害対策をやってきた関係で、そういうことで議員もご存知のとおり、この部分は何々課が担当すると、財政課が担当すると、そういうふうになっております。この関係は今までのそういう経験、それから実際の指揮命令系統の関係、連絡調整の関係で、組織だってやるのが一番効率的ではないかなというふうなことでこういうふうな体制にしたところであります。

ただ、先程議員からご指摘のありましたように、人数に限りがありますものですから、大きな災害が起きたときには、この課で、それぞれの支所で、市民サービス課で対応できるかという、やはり災害に応じてはなかなか難しい場面も出てくるのかなというふうに今率直に感じたところであります。ですから、この何と言いますか組織だった体制をベースにしながらですね、今言った大きな災害が出たときに、現地の災害対策本部がどうあるべきか、どうすればいいのかということのを改めて対策本部のあり方ですね、災害時特別体制と二本立てにするのではなくてですね、今の災害対策本部を更に充実させるような形でできないかなというふうなことで、これも7月22日の災害の検証の際に、これもあわせて検討させていただきたいというふうに思います。実際に要請があつてから今回は被害の少ない支所並びに本庁から職員を派遣したということですので、そうしたこと、ある意味では後手ということになるのかもわかりませんので、今言ったどこまで最初にそうした体制を、前もって体制を築けるかどうか少し検討させていただきたいと思います。

それから、備蓄の関係ですけれども、これもやはり検証、7月22日のその水害の対応について全庁を挙げて検証する予定ですが、今回、最高で2千人ですかね、多くの避難指示、避難勧告、合わせて4万人、その中で避難指示の約2万人に対して2千人が避難されたということであります。そうした場合、2千人分の毛布があるのかと、今ざっと備蓄のリストを見ましたら、残念ながら足りていないような状況なので、これから早め早めのそうした避難勧告、避難指示、そして避難をしていただく場合ですね、絶対量が足りないというようなことのないように、それから、特に避難所ですね、今、特に避難所にそうした形で備蓄できればなというふうに思っておりますけれども、避難場所、それから備蓄の量、改めてチェック、検証させていただきたいというふうに思います。食料、水、毛布というようなご指摘ありましたけれども、その一つ一つについても同じように検証させて、そして、いざというときには十分対応できるような形に、備蓄体制にしていきたいというふうに考えております。

○議長（千葉 健） 再々質問ありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい。

○2番（秩父博樹） これから検証されて、いろいろ検討していくということですので、その辺の対応をお願いいたします。

今回この災害対応の中で様々な支援策、市の方から打ち出されたわけですが、市政に携わる者として受益者の不公平感をなくす意味でも、災害のたびに中身が変わらないように、支援策の恒久化、これをご要望申し上げて、また、災害に対する備えの強化についての質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（千葉 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○2番（秩父博樹） 二つ目に、胃がん対策の強化について伺います。

胃がんは、日本人が最も多くかかり、年間12万人余りが発症し、死者数は年間約5万人と推定されており、がんの死因2位となっております。

日本では2013年2月以降、がん発症の主な原因と見られるピロリ菌除菌の保険適用について、呼気検査などでピロリ菌感染を調べ、内視鏡で慢性胃炎と診断された人には、除菌治療を保険適用とする対策が講じられております。

しかし、胃がんの発症者数を大幅に減らすためには、本市としての対策も重要というふうに考えます。

現在の当市の胃がん検診は、国が策定したがん検診実施のための指針及び秋田県胃がん検診実施要領に推奨されているバリウムを用いたX線検査による集団検診方法で実施されております。バリウム検査による集団胃がん検診は、全国で年間1,000万人が受診しているとされますが、しかし実際には技術は古くて、がん発見率は低く、また、検診機器に挟まれる事故が起きたり、あるいは固まったバリウムにより大腸に穴が開くなどの事故例もあります。

胃がん対策については、平成26年9月、また、27年9月の質問でも取り上げさせていただきましたが、医学的には胃がん患者の大半はピロリ菌感染が原因とされ、この感染の有無と胃粘膜の委縮度を示すペプシノゲン値を組み合わせた胃がんリスク検診を集団検診に採用すれば、胃がんの発見率は3～4倍に向上し、検診及び治療に係る医療費は5年間で4,200億円も削減されるとする、そのような試算もあります。

平成27年の9月定例会においては、秋田県内では四つの市と一つの町で何らかのピロリ菌検査に対する実施なり助成なりしている例があるというふうに聞いている、こういった考え方で実施されているのか少し実態を調査してみるとのご答弁をいただいておりますが、調査結果についてお知らせいただきたいと思います。

平成27年6月1日、厚生労働省が開催した「がんサミット」で、2030年前後に

は、がん多死社会が到来すると警鐘が鳴らされました。がんサミットで当時の塩崎厚労相は、がん対策の一層の強化を図るため、がん対策加速化プランを策定し、がん対策を国家戦略として加速することを発表しました。

がんは1981年以降、日本人の死亡原因第1位となり、生涯のうちに2人に1人が何らかのがんになる時代を迎えております。医学の進歩によってがんによる死亡率が下がってきた反面、がんを発症する率は上がってきており、がんは着実に増えている中、その対策にはスピード感も重要と考えます。

そこで、当市のがん対策として、例えば一定の年齢、15歳程度、中学生程度になったら、一斉に胃袋の中にピロリ菌があるかどうかを検査し、もしもある場合にはこれを除菌し、胃がんの原因の根本を絶つ、このような対策を当市として実施してはどうかと考えるものですが、市当局のご所見をお伺いいたします。

○議長（千葉 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

【佐藤副市長 登壇】

○副市長（佐藤芳彦） 質問の胃がん対策の強化についてお答え申し上げます。

はじめに、県内の自治体におけるピロリ菌検査の実施及び助成の状況につきましては、平成29年8月時点におきまして、大仙市を除く県内24の自治体のうち、9団体が検査費用の助成を実施しております。

事業の考え方としましては、早期に対策を講じることを目的に、中学生を対象に実施している団体や胃がんの発症リスクが高くなる30歳以上の所定の年齢で実施している団体があります。

検査方法としましては、尿検査法、血液検査法、呼気検査法のいずれかにより実施しているとのことでございます。

また、胃がん検診を受けるきっかけづくりとして、住民検診と併せて集団形式で実施している団体や、検診とは切り離して希望者にのみ費用助成を行い、医療機関で個別に行っている団体がありました。

次に、市のがん対策としてピロリ菌検査を実施することにつきましては、平成27年度に厚生労働省のがん検診のあり方に関する検討会が、ピロリ菌検査につきましては死亡率の減少効果を示す根拠がないため、さらなる検証が必要であると提言しております。現在に至るまで、この検査による新たな指針は示されていない状況でございます。

一方、胃がん検診に関して国が策定したがん予防重点健康教育及びがん検診実施のた

めの指針におきましては、40歳以上を対象とした年1回の胃部X線検査、または50歳以上を対象とした2年に1回の胃内視鏡検査により実施することが示されております。

また、平成27年12月に開催をいたしました大仙市医療行政懇談会におきまして、このピロリ菌検査の住民検診への導入について助言をいただいたところではありますが、実施方法や対象年齢について検討すべき課題があることや、検査を受けた後も胃がんの発症リスクはあること、定期的な胃部X線検査や胃内視鏡検査を受ける必要があるというご指摘をいただいております。

ご質問のピロリ菌検査につきましては、検査とその後の除菌治療が一体的に行われることで胃がんの発生リスクを軽減できるものと認識しておりますが、検査方法が複数あり、有効な検査方法や対象年齢について明確な見解が示されていない状況でありますので、一定の年齢時に一斉にこの検査を実施することにつきましては、現時点では難しいものと考えております。

市といたしましては、がん対策は喫緊の課題でありますので、胃がん検診に関しては対象者を35歳から39歳まで拡大し、また、一定年齢時にがん検診の無料クーポン券を発行するなど受診の促進に努めてまいりました。今後も受診率の向上を目指すとともに、胃がんの発症リスクを高めるとされる塩分やアルコールの過剰摂取の予防などの生活改善事業などにも、あわせて力を入れ取り組んでまいりたいと思っております。

また、ピロリ菌検査も含めた効果的な胃がん対策につきましては、引き続き国等の動向を注視しつつ検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

**【佐藤副市長 降壇】**

○議長（千葉 健） 2番さん、再質問ございますか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい。

○2番（秩父博樹） 1点だけ、そうすれば国の方の動向を注視してということなので、国の方の方針、新しいものが打ち出された段階で、また考えるという、そういう認識でよろしいですか。その1点だけちょっと確認をお願いします。

○議長（千葉 健） 答弁を求めます。佐藤副市長。

○副市長（佐藤芳彦） 再質問にお答え申し上げます。

まず、答弁の中でもお答えしましたけれども、厚生労働省のがん検診のあり方に関する

る検討会というのが開かれております。その中で今回の平成29年6月にもですね、このピロリ菌除菌の保険適用による胃がんの減少対策の効果の検証についてというのが議題になっておりました。ただ、その中では、それぞれ今、9人の専門家の委員の先生がおられますけれども、まだコンセンサスが得られていない状況でありますので、市としては、まず早期に国の方でこのがん検診のあり方検討会において早期に結論を出していただきたいと。結論を出すことによって、今度はいわゆるがんの検診実施のための指針というのが改正されてくるはずですので、それを踏まえまして私ども今度、地元の医師会の皆様と協議をして、どのようなことから実施できるのかを考えていきたいというふうに思っておりますので、まずは国の早めのしっかりした対応策について出していただくのが肝要であるというふうに考えております。

○議長（千葉 健） 再々ありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 次に、3番の項目について質問を許します。

○2番（秩父博樹） では3点目に、大仙市版ネウボラの設置について伺います。

昨年の11月ですが、秋田市の子ども健康課において開設された「秋田市版ネウボラ」を視察させていただきました。当時、秋田県内においては、男鹿市、大館市に続いて三つ目の開設というふうに伺ってきました。

ネウボラとは、フィンランドの子育て支援拠点で『助言の場』を意味し、かかりつけの保健師や助産師が妊娠中から子どもの就学までを継続してサポートする場で、家庭の状況を早期に把握することで孤立化や産後鬱、虐待予防に役立っているものです。

主な業務内容は、1点目に、妊娠届出時や転入時に妊婦と面接を行い、個々人の状況を把握すること、それによって支援台帳を作成するものです。

2点目に、妊娠、出産、育児に関する様々なニーズに対して必要な情報提供を行うほか、総合的に相談支援を行うこと。

3点目に、早期に支援が必要と判断したケースについては、必要な支援へつなげること。

これらの支援を継続していく中で、全ての妊婦に関わっていくことに力を入れていくというふうに伺いました。

来月で開設から1年を迎えるそうですが、助産師2人が入ったことで専門的な視点が加わり、手応えを感じているとのことでした。今後、この取り組みが周知されていくこ

とで、安心して出産、子育てできる環境づくりが、さらに進んでいくものと感じました。切れ目のない子育て支援という観点から、家庭の状況を早期に把握することで孤立化や産後鬱、虐待予防に役立つ助言の場として非常に参考になる取り組みと感じ、大仙市版ネウボラの設置を提案するものですが、市当局のご所見をお伺いいたします。

○議長（千葉 健） 3番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 質問の大仙市版ネウボラ設置についてお答え申し上げます。

ネウボラは、母子保健サービスの提供を中心に、育児不安を抱え込むことで生じる孤立化や虐待を予防することを目的に、妊娠から出産、育児までを切れ目なく支援する拠点として県内でも設置している自治体があると把握しております。

市におきましては、妊娠届出時に保健師、助産師、管理栄養士などの専門職が個別に面談を行い、妊婦とその家族の健康状態や生活状況を把握し、その後も継続して相談支援を行える関係構築に努めております。

また、産後の支援を行うためのアンケート実施や小児科医に無料で育児相談できる事業などを実施し、産前産後にかけて継続して支援を受けられる体制を整えております。

生後2カ月から4カ月の時期に行っている全戸訪問では、保健師または助産師が子育てに関する相談窓口の紹介や予防接種の説明をし、あわせて養育環境を把握して虐待の防止に努めております。

生後4カ月から始まる乳幼児健診では、乳幼児の発育・発達にあわせた支援を行い、3歳児健診では、市独自の取り組みとして臨床心理士を配置し、子どもの発達確認と保護者の育児不安の軽減を図っております。

包括的・総合的な育児支援を行う観点では、育児支援にかかわる専門機関が連携し、乳幼児発達支援連絡会を開催しております。

乳幼児発達支援連絡会では、保育所等での子どもの様子や乳幼児健診の結果などから、発育・発達の遅れ等が疑われるケースについて支援のあり方を検討し、個々のケースにあわせたきめ細やかな支援につなげております。

国では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本方針において、妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援の施策として、フィンランドの「ネウボラ」による支援を参考にし、日本においても妊娠期から子育て期にわたる地域での包括的な支援機能を持つ子育て世代包括支援センターの設置を平成32年度まで全国展開することを目指してお

り、この8月に子育て世代包括支援センター業務ガイドラインが示されたところであります。

当市においては、現在の支援体制におきましても切れ目のない子育て支援に努めており、ネウボラに相応する機能や役割を果たしているものと考えておりますが、今後は大仙市に適した子育て世代包括支援センターの設置を目指し、さらなる支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

**【老松市長 降壇】**

○議長（千葉 健） 2番さん、再質問ございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） これにて2番秩父博樹君の質問を終わります。

**【2番 秩父博樹議員 降壇】**

○議長（千葉 健） 一般質問の途中ではございますけれども、暫時休憩します。再開は10時55分といたします。

午前10時44分 休 憩

.....  
午前10時54分 再 開

○議長（千葉 健） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。8番佐藤文子さん。

（「はい、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、8番。

**【8番 佐藤文子議員 登壇】**

○議長（千葉 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○8番（佐藤文子） はじめに私からも、7月22日、そして8月24日の大雨で被害を受けられた皆さんに心からお見舞いを申し上げます。

これから降る雨は、あのよう大変な集中豪雨化している、亜熱帯化しているのではないかというふうな指摘も出てきており、これからの災害、防災と減災のための対策を急いで強化していく、このことを求めていきたいと思っております。

災害対応に当られた職員の皆さん、そしてボランティアに参加していただいた皆さんに感謝をしながら、私たちも再びああいふ大規模災害に遭わないようにするための対策を講じるよう頑張ってまいりたいと思っております。

それでは通告に従い、質問をいたします。

日本共産党仙北地区委員会は、この間、市民の皆様に住みよいまちづくりを目指すアンケートをお願いしてまいりました。約200通の返信回答があったことから、中間報告としてその結果をまとめ、報告させていただいているところであります。

そのうち、「市政に望むこと」で回答の多いものとの関連で二つほど質問させていただきます。

最初に、介護保険制度についてであります。

高齢化が一層進む中、介護保障の充実は全ての高齢者、国民の願いであります。今、介護を社会的に支えるという介護保険制度の理念に立ち返って抜本的な改革が必要になってきているときであります。

安倍自公政権によって社会保障削減路線が強められ、介護保険においては、要支援の方々を軽度とみなし、介護保険対象外にする。65歳から75歳の利用料を所得により2割に引き上げる。介護施設の利用者に持ち家がある場合には、食費や居住費の補足給付の対象から除外し、リバースモーゲージを導入するなど給付の抑制と負担増を先行させた見直しを次々に行っております。

当初掲げられた介護の社会化の理念が投げ捨てられ、介護の家族化への逆行と介護の営利市場化による介護の商品化が進み、今では地域包括ケア構想や総合事業のもとで公的給付を住民に押し付ける介護の互助化というべき事態も進んできているのであります。

さて、アンケートでは、市政に望むことの第1位に介護保険料の引き下げが挙げられております。本市含む広域介護保険における保険料は、総合事業となった第2期計画の平成15年度から17年度での月額2,860円、年額にして3万4,320円の保険料が第6期計画の平成27年度から29年度では、月額6,100円、年額7万3,200円となり、12年間で2倍にもなっているわけであります。

一方、保険料が天引きされる年金支給額は、年々減少していることは周知のとおりであります。介護保険料が年金生活者の暮らしを脅かしており、悲鳴が上がるのは当然だと言えます。

来年度は、第7期介護保険が始まります。現在、第7期事業計画の策定や介護保険料見直し作業が行われているときだと思えます。第7期では、安倍政権の医療・介護の大改悪と指摘されている地域医療構想や改正介護保険法を踏まえて計画化する事項が新たに加わるものと言われます。

そこで伺います。第1点目は、8月19日付秋田さきがけに、介護保険から切り離さ

れ、市区町村事業に移行した軽度の要介護者向けサービスに関する共同通信の調査で回答した1,575自治体の45%が運営に苦慮していることがわかったとする内容が報じられております。苦慮している理由には、新たな担い手の確保が難しいということも掲げていることも報じられておりました。

当市では、この共同通信の調査に、どのように回答したものか、詳細にわたってお知らせいただければ幸いです。

2番目に介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業は、来年30年度から完全実施となります。サービスの提供体制は、その後どこまで進んでいるものか、現状と問題点についてお聞かせ願います。

3番目には、介護保険料の引き下げは切実な願いであります。第7期の保険料は、給付費の見通しや保有準備基金など様々な角度から知恵を出して、また、市独自の補助制度も設けるなどして引き下げを求めるものであります。これへの見解を求めます。

あわせて、第7期保険料はどのようになるのか、どう見込んでおられるのか、お知らせいただければ幸いです。

4番目には、増大する介護需要に応える介護保険制度とするには、介護保険財政に対する国庫負担割合を大幅に引き上げることは欠かせません。このことを強く国に求めていく必要があると思いますが、どのように考えているのかお聞かせ願います。

以上です。

○議長（千葉 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の要介護者向けサービスに関する共同通信社の調査については、「少子高齢化対策」全自治体首長アンケートとして6月に実施されたものであります。

設問1は、介護予防・日常生活支援総合事業について、10のサービス内容ごとに受給者数及び目標指定業者数についてと順調に進んでいるかについて問われたもので、大仙市の回答は、生活援助を行う訪問型Aについては、目標指定業者数を6事業所、ミニデイサービスを行う通所型Aについては、同事業者数を8事業所と報告しております。

この二つの事業については、現在利用されている方がおられるので継続してサービスが使えるよう、介護保険給付から総合事業に移行して実施するものであります。

設問の、ほかの八つの事業については、現在行っておらず、実施予定の事業所もない

ため、ゼロ回答としております。

また、業者指定が順調に進んでいるかの問いについては、10事業、全てについて苦勞していると回答をしております。

設問2は、要支援1・2向けに提供するサービス業務の移行全般をどのように評価しますかでありました。これについては、運営に苦勞していると回答しております。その理由として、住民やボランティアなど新たな担い手の確保が難しい、運営のノウハウがないことを挙げております。

設問3は、政府内では要介護1・2向けのサービスも介護保険から切り離し、市区町村事業に移行させる議論があるが、これに対する賛否を問うものでありました。これについては、国で議論の最中であり、どちらともいえないと回答をしております。

次に、介護予防・日常生活支援事業のサービス提供体制についてお答え申し上げます。

4月から総合事業が始まり、これまで要支援1・2と判定されていた方は、更新申請時に現行の介護保険サービスを利用するか総合事業を利用するか、選択できるようになっております。

7月までの申請状況を見ますと、更新対象者300人のうち要支援認定者が197人、要介護認定者が66人で、合計263人が引き続き介護保険を利用しております。総合事業に移行したいとした方は33人で、更新しない方は4人おりました。また、新規に総合事業を利用したいと申請された方は68人おり、計101人の方が総合事業を利用できることになっております。

そこで新たに始まる訪問型サービスAの事業については、身体介護を伴わない掃除・洗濯・炊事を利用者とともに行う事業であります。

広報で実施する事業所について募集しておりますが、8月末現在でシルバー人材センター以外に申し込みがないため、同センターに委託し実施することとしております。シルバー人材センターでは、知識と技術の習得のための2日間にわたる研修と生活支援員と利用者宅への同行訪問による生活援助の研修を実施中であり、9月8日に研修が終了し、その後、随時サービス提供が行われる予定であります。

通所型サービスAの事業は、半日のデイサービスで県南ふくし会へ委託しており、現在39名の方が利用しておりますが、利用できる施設は大曲地域の1カ所であり、広報で実施事業所を募集いたしております。

次に、第7期介護保険料の見込みについてお答え申し上げます。

平成30年度から平成32年度までの3カ年にわたる第7期介護保険事業計画について現在策定作業中ではありますが、地域包括ケアシステムの構築のための在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの整備等の事業に要する経費や後期高齢者が増加する2025年のサービス量や給付費を推計し、保険料水準等を策定することとなります。

第7期の保険料基準額についてではありますが、要介護認定者の増加、サービス基盤の整備による利用数量の増加のほか、第1号被保険者の負担割合の増加、日常生活支援総合事業に係る費用等を加味した上で3年間の給付見込み額を推計し、保険料額を決定することとなります。

現時点では、30年4月からの報酬改定額が未定であり、具体的な保険料見込み額はまだお示しできませんが、現行の6,100円を上回ると考えております。

今後、介護保険事業計画策定委員会でのご意見をいただきながら最終調整し、介護給付費等準備基金の取り崩し等により、可能な限り大幅な保険料の増加を抑えた保険料額となるよう調整してまいりたいと考えております。

次に、介護保険財政に対する国庫負担割合の引き上げを求めていくことについてお答えいたします。

国に対する国庫負担割合の引き上げについては、平成29年6月7日、全国市長会議決定の重点提言として「将来にわたって自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国庫負担金を引き上げること」などの内容を盛り込んだ提言を厚生労働省に提出し、その実現について要望しており、今後もあらゆる機会を捉えて要望していきたいと思っております。

**【老松市長 降壇】**

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対して再質問ありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、どうぞ。

○8番（佐藤文子） 共同通信の質問に対する回答は、全国の多くが回答した内容のとおり、運営に苦慮をしている、あるいはボランティア等の確保がなかなか難しい、こういう運営のノウハウがない、こういった内容のようでもありますけれども、そして二つ目の提供体制が実際にこの3月の質問でもお聞きしたときに、対応する事業所が1社だというふうなことなどの答弁があったわけですが、この間、実際に余り進んでいない、

参加する事業所が増えていないというふうに聞いたわけですが、実際これまで受けている、今、33人とか必要なこのサービス、これにしっかりと対応できる、この方々が本当に必要なサービスを受けられる状況にあるのかどうか、現在の状況がどうなのかというところの認識をもう一度聞かせていただきたいと思います。

もう一つは、介護保険料の件ですけれども、まだ診療報酬等の関係から、まだ具体的な見通しは立っておりませんが、現在の6,100円を上回るものの大幅な値上げというふうなことにはならないようにしたいと、するというふうなそういう答弁だったようにも思いますけれども、実は第6期の介護保険事業における介護給付費の見通し、27年度、28年度、29年度の介護給付費というふうなものを見通しを立てているわけですが、その予算に、見込みに対して実績がどうなのかというところをちょっと調べてみたところ、これは私の方の単純な計算で、大仙市での利用度が全体の介護給付費の65%ぐらいが利用しているというふうに捉えて計算したものなのですが、見込みよりも年額にして数億円単位で給付、見込みを下回っているというふうに捉えましたが、もしそうだとすれば現在の保険料よりも大幅に上げないという立場ではなくて、準備基金が結構あるのではないかと、というふうに思いますので、ぜひ、この保険料を千円でも2千円でも月額保険料を引き下げることが十分可能なのではないかと、というふうに思いますので、もう一度その点、介護保険事務所の仕事ですので、そこの実際の費用とその辺をつかんでいらっしゃるかどうかわかりませんが、老松市長は介護保険の会長でもありますから、ぜひ、そういう立場でこの保険料の見直しに当たって臨んでいただきたいというふうなことを強く申し上げたいと思います。これに対する見解を求めます。

○議長（千葉 健） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 再質問にお答え申し上げます。

まず、今、しっかりした必要なサービスを受けられているかどうか、という認識だというご質問でありましたが、先程答弁申し上げましたように、まだまだサービス提供できる事業所が少ないということでもありますけれども、ただ、内容的にはまずサービスを、必要なサービスを受けられているのではないかなというふうに思います。この件については、まだ評価そのものもまだ早いのではないかと、というような意見もありました。このいろんなシステムというのは、地域づくりと言っても過言ではないようなことを今取り組んでいるのではないかと、というふうに思います。少し時間がかかるのではないかと、というふうな、そういう意見もありましたが、まだまだうちの方の事業所の関

係は、それぞれ1事業所ずつしかないということなので、事業所を増やす方向で努力してまいりたいというふうに思っております。

それから、介護保険料の件ですけれども、今現在6,100円、参考までに秋田県の平均が6,078円、秋田県全体の、ですから平均的な介護保険料だということにはなるわけですけれども、先程来、一番市民の皆さんの要望が多いのは引き下げてほしいということだということでもあります。そういったことに留意して、これから介護保険料を決める、決定していく手続に入るわけですけれども、先程ご指摘ありました介護給付費の見込みをですね、数億円、見込みが実績よりも多い見込みをされたというご指摘がありましたので、大事な数字だと思いますので、しっかりした見込みを立てながら介護保険料を決めて、手続を進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（千葉 健） 再々質問ありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい。

○8番（佐藤文子） 総合事業に移ってからのサービス、これが訪問型A、あるいは通所型Aのサービスで、これまでの要支援1・2の方々が受けられるサービスの内容に低下を来してはいけないというふうなのは私たちの立場であります。実際には、参加事業所がシルバー人材センターの方々に研修を短時間で行ってもらって生活援助をするというふうなそうしたことのようにありますけれども、介護保険が始まったときには、単なるヘルパーが行う家事介護も患者さん、利用者の状態をやっぱり観察する目というふうなものを持ちながらやる、単なる家政婦ではないんだというふうなことでやってきたわけです。そういうふうな意味で、総合事業に移ってサービスを低下させないその中身は、量もそうですけれども、担い手となるシルバー人材センター等民間のサービス業者さんが、そうしたこの利用者の状態をしっかりと観察できるような、変化を見極めることができるような、そうした介護予防につながるサービスとしてやっていかなければならないというふうなことで、そういった意味での大仙市としての総合事業の中における事業所への指導とか、適時きちんと観察していかなければならないのではないかと、その辺をお願いしておきたいと思ひます。

あと、保険料の問題ですが、なかなかこの見込みというふうなものが、3年間の給付費の見込みを利用者がどんどん増えるだろうというふうなことで、どんどん増えてきた

経緯もありますけれども、今度、総合事業に移って要支援1・2というふうな方々への介護保険のサービスは、地域支援事業費として出されるわけですが、いずれこのトータルの給付費、介護給付費というふうなものは減っていくというふうな、そういうことも予想されます。そういうふうな意味で、先ほど市長が答弁された高齢者の増大等というふうなことから、本当にこの介護保険給付費が大幅に増えていくというふうなことなのかどうかというのは若干私は疑問もあります。そういうふうな意味で、厳しくこの介護給付費の見込みというふうなものを、これまでの実績を十分に踏まえて、あまりこの大きな幅を持ってやっぱり見込んだ計画にするというふうなことをしなければ、十分に今までの実績から、保険料は引き下げられる内容になっているのではないかと、そういうふうなことです。ぜひ市民の年金が年々減ってきている中での保険料負担を非常に重く感じている市民の皆さんの保険料負担、そういうものに心を痛めていただいて、まず大きな値上げにはならないというのではなく、少しでも値下げにできないかというふうなことを、立場をぜひ持って臨んでいただきたいということを申し上げたいと思います。

以上です。答弁はいりません。

○議長（千葉 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○8番（佐藤文子） 2番目に、子育て支援の立場から国保税の子どもにかかる均等割軽減を再び求めたいと思います。6月定例会で一般質問に取り上げましたけれども、これへの市長答弁との関連で、改めて要望するものであります。

答弁では、現在の軽減措置は子育て世帯にも配慮された制度となっていること、国保以外の健康保険に加入している子育て世帯との間に公平性を欠いてしまうことにもなると述べております。

国保税が税金の中でも最も高いその要因は、保険税の算定方法にあります。一つは、所得の有る無しにかかわらず一人一人一律の均等割と世帯一律の平等割という応益割があること、二つには、所得割は所得総額から33万円しか控除できず、家族構成などを賦課ベースに反映できない、この2点が高負担をもたらしております。

これに対し、協会けんぽに加入するサラリーマン、労働者の医療保険料は、標準報酬に都道府県単位の保険料率を掛けて決められております。被扶養者の数にはかかわらず保険料も変わりません。また、保険料は事業主と労働者で折半をします。実質半額の個人負担となります。

税務課の協力を得まして一例を計算してもらいました。総所得300万円の国保世帯で40歳以上の妻、子ども2人の4人世帯の国保税は、50万1,600円となります。

一方、協会けんぽに加入する労働者世帯で、妻、子ども2人を扶養している場合は、年収、国保税と同額の国保総所得300万に匹敵する年収が442万8千円というふうに計算されているようであります。こうしたサラリーマン世帯の月収標準報酬が36万としますと、保険料は月々4万2,516円で、本人の負担は月2万1,258円、年間にして25万5,096円というふうになっているようであります。

国保の50万1,600円とサラリーマンの25万5,096円、歴然と違いがあると言えます。国保税は本当に高く、引き下げが切実な要望であり、アンケートからも2番目に高い要望となっております。

さて本市では、高校生以下の子どもを扶養する国保税の課税世帯は798世帯で、そのうち法定減免の対象世帯は501世帯の62.78%となっております。37.22%、297世帯は、軽減措置はなく、子どもの均等割額は1人当たり2万4千円が課税されております。所得のない子どもからも税金を徴収するという、国の法律で決まっていることとは言え、不条理を感じるところであります。

こうした問題から中央社会保障協議会から、あるいは国会でも、この均等割の軽減、廃止論も論じられているところであります。

全国では、北九州市が多子世帯での子どもの均等割の軽減を実施しております。旭川市では、子どもの均等割を半分に独自軽減で実施しております。人口減少秋田県にとって、あらゆる子育て支援策を講ずることは、最重要課題だと思います。その一環として子どもの国保税均等割を軽減する措置は有効なことだと考えますので、全県に先駆けて実施していただきたいものだと思います。改めて要望するものでありますが、これに対する見解を求めます。

○議長（千葉 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 質問の国保税子どもの均等割軽減についてお答え申し上げます。

市町村国保は、他の医療保険に属さない自営業者のほか、定年退職後の方が多く加入しており、他の医療保険より高齢の被保険者が多いため、1人当たりの医療費が高く、国保税負担も大きくなっております。

一方で所得水準が低いという構造的な問題を抱えております。

こうしたことから、市では国保事業の運営安定を図り、市民の皆様の負担増にならないよう、平成21年度より一般会計からの基準外繰入を実施しており、平成29年度も1億3,000万円を予算措置しております。

議員ご提案の子育て支援の一環として子どもの均等割を軽減することは、さらに一般会計から繰入額を増額することになりますが、国保世帯の子どものみに支援することになり、国保以外の医療保険に加入している子育て世帯との間に公平性を欠くものと考えます。このことから、現行の全額国・県の公費で補われる低所得者世帯の平等割・均等割を7割、5割、2割軽減する制度と同様に、子どもの均等割を軽減する制度創設が望ましく、全国市長会でも求めているところでもあります。

また、全国知事会においても同様な要請を行っていると同様でございますので、市といたしましては、県の協力を得ながら実現に向けて国に働きかけるとともに、子育て支援については現在実施している各施策により支援してまいりたいと考えております。

【老松市長 降壇】

○議長（千葉 健） 再質問ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい。

○8番（佐藤文子） 6月の質問から3カ月しか経っておりませんので、同様の答弁が来るだろうというふうに思っておりましたけれども、一字一句ほとんど変わらない答弁なので、と言いますのも、いずれこうした矛盾から非常に国保世帯の負担が大きいというふうなことから、家族数別の国保の法定減額基準というふうなものを平等割、均等割にも含めて相当この軽減額、基準額を上げたというふうなことも実際あるわけですが、そこからも漏れる世帯が先程申し上げたように三十数%が漏れているわけです。多子世帯で均等割を軽減しているというそうした町もありますけれども、この保険料、税金でもって軽減するというふうな制度というのは、なかなか進んでいないというのも実情ですけれども、医療費などで子どもの医療費無料化というふうなものも、いわゆる各自治体でどんどん広がって、それがやっぱり国を動かしてきている、県を動かしてきているというのが実態なので、この税金につきましてもね、子どもさんに、所得のない子どもさんに2万4千円も税金が掛けられているというふうな、これはやっぱりおかしいというふうに中身を知れば多くの方が思うのではないかと思います。そういうふうな意味で、子どもさんの均等割は少し問題ではないか、ここを軽減させよう、 廃

止させようという、そういう動きが起こり始めているときでありますので、大仙市は非常に子育て支援の問題でも全県にも先駆けて実施した経緯があります。ここでこれを実施するならば、全県に広がることは間違いありません。そして、来年度から県一本化になって、県としてもこの均等割を、子どもの均等割の軽減をしようという動きが国に働きかける力にも必ずなると思います。先駆けてやることの意味というのは、そこにあるのだと思います。ぜひ前向きに、最初から国保に対する、不平等は国保の方にかかっているわけです。不公平感は国保の方にあるというふうなのです。ここをぜひとも取り払う先駆けとなっていたいただきたいというふうなことを申し上げたいと思います。答弁はいいません。そういうことで、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（千葉 健） これにて8番佐藤文子さんの質問を終わります。

【8番 佐藤文子議員 降壇】

---

○議長（千葉 健） 次に、日程第2、報告第7号から日程第16、議案第122号までの15件を一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております報告第7号から議案第122号までの15件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

○議長（千葉 健） 次に、日程第17、議案第123号及び日程第18、議案第124号の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。今野総務部長。

【今野総務部長 登壇】

○総務部長（今野功成） 議案第123号及び議案第124号の提案理由について、ご説明申し上げます。

お手元の資料No. 6「大仙市補正予算〔9月補正②〕」をご覧ください。

1ページになります。

議案第123号、平成29年度大仙市一般会計補正予算（第6号）につきましては、7月及び8月の大雨災害に係る応急対策費や農業経営等の復旧支援及び再開支援経費、

排水対策経費、国庫補助対象災害復旧工事などについて補正をお願いするものであり、歳入歳出の予算総額にそれぞれ22億7,940万5千円を追加し、補正後の予算総額を504億2,980万9千円とするものであります。

4ページになります。

債務負担行為の補正につきましては、大雨被害に遭われた方のうち、生活再建のための資金を借りた場合の利子軽減に係る災害援護資金貸付金利子補給金、農業経営の維持に必要な経費を借りた場合の利子軽減に係る農業・漁業経営フォローアップ資金利子補給金及び平成30年度分の水稻・大豆の種子購入費、園芸作物の種苗購入費に係る農業経営等再開支援対策補助金の三つの事項について債務負担行為の追加をお願いするものであります。

それでは、補正予算の概要について、事項別明細書により、歳入から順にご説明申し上げます。

8ページになります。

12款分担金及び負担金は、農地農業用施設災害復旧事業費分担金として2,686万6千円の補正であります。

14款国庫支出金は、道路橋梁災害復旧費負担金、河川災害復旧費負担金、公園施設災害復旧費補助金として9億7,433万4千円の補正であります。

15款県支出金は、農業・漁業経営フォローアップ資金利子補給費補助金、農業経営等復旧再開支援対策事業費補助金、県単局所防災事業費補助金、農地農業用施設災害復旧事業費補助金、林業施設災害復旧事業費補助金として5億7,497万3千円の補正であります。

19款繰越金は、前年度繰越金として7,703万2千円の補正であります。

21款市債は、災害援護資金貸付事業債、県営土地改良事業債、道路橋梁災害復旧事業債などとして6億2,620万円の補正であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

10ページになります。

3款民生費は、災害援護資金貸付事業費といたしまして、7月22日からの大雨災害で被害に遭われた方に対し、生活再建のための貸付金として1,050万円の補正であります。

6款農林水産業費は9,874万7千円の補正であります。

内容といたしまして、利子補給等補助金は、大雨により被災した農業者の経営再建を支援するための利子補給及び債務保証料として359万1千円の補正、農業経営等復旧再開支援事業費は、大雨により被害を受けた農地や生産施設等の復旧、被災農業者等の経営再建に向けた取り組みに対する助成経費として7,425万円の補正、県営土地改良事業費負担金は、大雨により被害を受けた協和地域下淀川地区のほ場整備事業の災害対応分の事業量増に伴う負担金として1,300万円の補正、治山局所防災事業費は、大雨に起因し、林地の崩壊による住家等への被害防止を図る経費として790万6千円の補正であります。

12ページになります。

9款消防費は1,587万1千円の補正であります。

内容といたしまして、水害対策費は、排水機能の強化を図るため、揚水機増設に係る設計費などの経費として392万1千円の補正、災害応急対策費は、大雨災害に係る排水作業経費や災害対策に出動した消防団員の費用弁償などの経費として1,195万円の補正であります。

11款災害復旧費は21億5,428万7千円の補正であります。

内容といたしまして、道路橋梁災害復旧事業費（補助分）は、大雨により被害を受けた道路・橋梁66カ所について、国の補助を受けて実施する災害復旧工事費に係る経費などとして10億6,010万円の補正、河川災害復旧事業費（補助分）は、大雨により被害を受けた河川34カ所について、国の補助を受けて実施する災害復旧工事費に係る経費として3億8,640万円の補正、公園施設災害復旧事業費（補助分）は、大雨により被害を受けた西仙北地域の大佐沢公園について、国の補助を受けて実施する災害復旧工事費に係る経費として1,001万2千円の補正、農地農業用施設災害復旧事業費（補助分）は、大雨により被害を受けた農地・農業用施設47カ所について、国の補助を受けて実施する災害復旧工事費に係る経費として5億3,731万7千円の補正であります。

また、林道施設災害復旧事業費（補助分）は、大雨により被害を受けた林道16カ所について、国の補助を受けて実施する災害復旧工事費に係る経費として1億2,950万円の補正、観光施設災害復旧事業費（単独分）は、協和地域まほろば唐松能楽殿敷地内の土砂撤去費用及び復旧工事に係る調査費などの経費として577万6千円の補正、14ページになります。保健体育施設災害復旧事業費（補助分）は、大雨により被害を

受けた神岡地域の中川原運動施設について、国の補助を受けて実施する災害復旧工事費に係る経費として902万9千円の補正、中学校施設災害復旧事業費（単独分）は、大雨により被害を受けた協和中学校野球場の法面復旧に係る経費として1,615万3千円の補正であります。

続きまして特別会計についてご説明申し上げます。

17ページになります。

議案第124号、平成29年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、7月の大雨災害に係る協和中央浄化センター補助災害復旧工事に係る経費について補正をお願いするものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,490万円を追加し、補正後の予算総額を8億4,665万8千円とするものであります。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【今野総務部長 降壇】

- 議長（千葉 健） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番佐藤文子さん。
- 8番（佐藤文子） 昨日からの質問にもありましたけれども、私から、予算書13ページ、農地農業用施設災害復旧費6億6,247万8千円の補正に関連してお聞きいたします。

激甚災指定を受けても農地農業用施設復旧工事の際、その査定と言いますか調査設計、こういう部分については非常に受益者負担が大きくなるんだというふうな話を伺っておりますけれども、今回の補正は、この8割補助というふうになっている内容のようですけれども、そうした査定の方もこの予算の中にしっかりと組み入れられ、高額な査定に対する負担は別個にかかるというふうなものではないのかというふうなところを一つ確認。

それから、その他、これは分担金で受益者の方々だと思いますが、災害を受けた農地というのは、ものすごく、数百万も工事費、1千万も工事費にかかるようなそういう状態の田んぼを視察してきたわけですがけれども、5%程度の負担というふうなことになるでしょうけれども、あまりにもひどいこの土砂、あるいは、などが入って復旧工事には莫大なお金がかかるような田んぼもあったわけですがけれども、そうした場合の負担というふうなのは、5%程度と言っても非常に高額になるわけですが、2,600万という

ふうなこの受益負担を今回の災害で被害があった方々の農業への再建意欲というふうなものをも失わせないようにするためにも、この2,600万ほどのその他の部分、受益者負担の分は、一般財源で負担をして、農家の負担を減らすというふうな思い切ったことはできないものなのかどうかというところ、我々はこの今回の災害で復旧工事に係る負担を、できるだけ軽減するというふうな立場から要請してきたわけですが、その点どのように考えるか2点をお聞かせ願います。

○議長（千葉 健） 質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 後半の部分について、昨日も答弁申し上げたところでありましたので、もう一度お話をさせていただければというふうに思います。

改めて申し上げるまでもなく農地、これは農家個人、それから土地改良区、そういった特定の方の持ち物ということで、この事業によって受益を受けるということで受益者負担という考え方が、これはセットされているところのものでありますけれども、今回、災害を受けたということで、できるだけその受益者負担分を少なくできないかということではいろいろやってきたつもりであります。

今の激甚災害の関係については、昨日も小山緑郎議員にお答えしたところでありましたけれども、今回、予算上は国の補助率は80%で試算しておりますが、最終的にはまず90%ぐらいまで嵩上げになるのではないかなというふうにまずいろいろなところから情報をいただいておりますけれども、まだ確定していないので80%で見えております。ですから、最終的には、この半分、この半分と言っても1,300万は多いというご指摘になるのかもわかりませんが、補助率が90%になると、その他の財源は半分になるのかなというふうに思っておりますけれども、いずれ私どもも同じような考え方で極力受益者負担、個人負担、農家負担が少なくなるようなことで考えております。

ただ、最初に申し上げましたとおり、受益者負担という原則があるということで、こうした形になっているものであります。よろしく申し上げます。

○議長（千葉 健） 今野総務部長。

○総務部長（今野功成） お答え申し上げます。

国の補助を受けて実施する農地・農業施設の工事費につきましては、80%、現在補助金で計上させていただいております。残りの2割の4分の1を受益者負担ということで歳入予算を見させていただいておりますが、先程市長が申し上げましたとおり激甚災害の指定もありますので、個人本体につきましては9割以上の補助が見込めるものと認

識しておりますので、現在、低めの補助を見ていますが、最終的には精算をさせていただいて、受益者には工事費に係る分については相当程度の軽減がなされるものと思います。

それから、議員からご質問いただいた査定設計書に係る経費については、通常の補助災害では国の補助はございませんが、ということで、現在の予算では25%の受益者負担を計上させていただいております。この後、激甚災害の指定がなりましたので、この査定設計にかかわる部分についても、概ね5割程度の国の補助が見込まれることとなっておりますので、最終的には約8分の1、査定設計の8分の1が受益者負担と見込まれることとなりますので、その国の補助が確定した段階で受益者の皆様からご負担をいただくこととしております。

以上でございます。

○議長（千葉 健） 8番さん、いいですか。

○8番（佐藤文子） はい。

○議長（千葉 健） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となつております議案第123号及び議案第124号の2件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

○議長（千葉 健） 次に、日程第19、議案第125号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。高階水道局長。

【高階水道局長 登壇】

○水道局長（高階 仁） 議案第125号の提案理由について、ご説明申し上げます。

お手元の資料No. 6「大仙市補正予算〔9月補正②〕」をご覧ください。

27ページになります。

議案第125号、平成29年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、7月及び8月の大雨災害に係る被災施設復旧経費について補正をお願いするものであります。

内訳であります。補正予算第2条は、大仙市簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の第1款簡易水道事業費用について、第1項営業費用における原水及び上水

費、配水及び給付費に係る修繕費等を457万1千円増額補正し、補正後の簡易水道事業費用を12億6,263万2千円とするものであります。

第3条は、大仙市簡易水道事業会計予算第4条に定めた第1款資本的収入について、企業債を5,940万円、国庫補助金を1,753万3千円増額補正し、補正後の資本的収入の額を5億1,872万6千円とし、同じく第1款資本的支出について、簡易水道施設復旧経費として第1項建設改良費を7,727万9千円増額補正し、補正後の資本的支出の額を8億5,869万9千円とするものであります。

これらの補正に伴いまして予算第4条、本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億3,997万3千円につきましては、当年度分損益勘定留保資金3億1,755万5千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,241万8千円で補填するものとする。」に改めるものであります。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【高階水道局長 降壇】

○議長（千葉 健） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第125号は、議案付託表のとおり建設水道常任委員会に付託いたします。

---

○議長（千葉 健） 次に、日程第20、請願第12号から日程第22、請願第14号までの3件を一括して議題といたします。

本3件は、お手元に配付の請願文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

○議長（千葉 健） 次に、日程第23、陳情第61号から日程第25、陳情第63号までの3件を一括して議題といたします。

本3件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

○議長（千葉 健） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、9月7日から9月12日まで、6日間休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） ご異議なしと認めます。よって、9月7日から9月12日まで、6日間休会することに決しました。

---

○議長（千葉 健） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来たる9月13日、本会議第4日を定刻に開議いたします。

大変ご苦勞様でした。

午前11時55分 散 会

